

「新型コロナ対策実施中ポスター」の対象拡大（イベント向け）について

1 概要

宮城県では、宿泊施設、観光施設、飲食店、小売業・サービス業等の事業者の皆さまを対象とし、一定の基準を満たした新型コロナウイルス感染症対策を行っている施設・店舗であることを県民の皆様に示す「新型コロナ対策実施中ポスター」等を発行しています。

そのような中、イベント関係の事業者の皆さまから、同様のポスターの発行を希望する声が非常に多くあったことから、感染症対策を講じて実施する「イベント」についてもポスター発行の対象に加えることとしました。

ポスター発行の仕組みにつきましては、飲食店、小売業・サービス業等の登録と同様にイベント主催者（又は請負事業者）の皆様が、イベントごとにオンラインで必要事項（イベントの基本情報入力、実施する感染防止対策のチェック等）を登録していただくことで「新型コロナ対策実施中ポスター」を電子データで取得することになっております。

このポスターをイベント会場の目立つところに掲示していただくことで、県民の皆様に、新型コロナウイルス感染防止対策に積極的に取り組んでいることをお知らせできます。

イベント主催者（又は請負事業者）の皆様は、イベントへの参加促進と感染拡大防止のため、ぜひこの取組に御協力ください。

2 ポスターの入手方法等

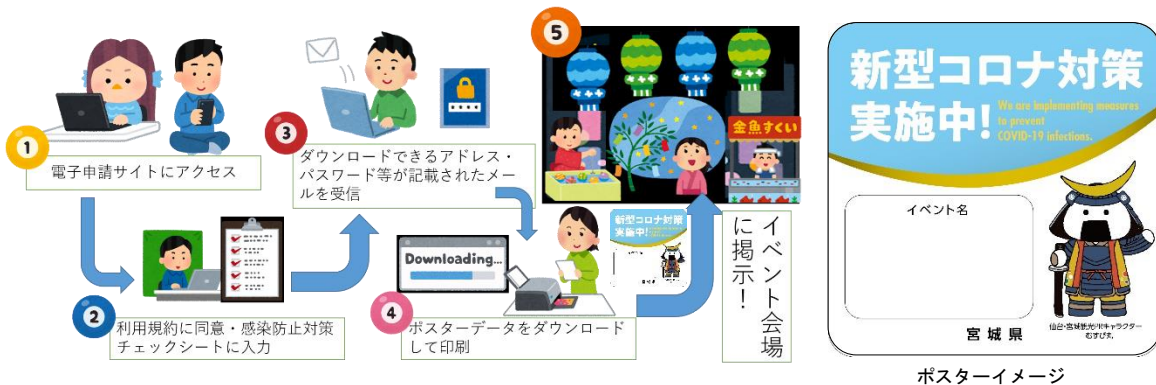
- (1) 主催者（又は請負事業者）の皆様が、宮城県庁のホームページから電子申請のサイトにアクセスします。

〈電子申請サイト〉

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syoubun/kansenboushisengen-ibento.html> <QRコード>



- (2) 「イベント」の基本情報等を入力するとともに、実施する感染防止対策のチェックリストなどにチェックを入れます。
- (3) 申請の受付が完了すると、ポスターのデータがダウンロードできるホームページのアドレス及びIDとパスワードがメールにより配信されます。
- (4) 上記ホームページからデータをダウンロードして、印刷の上、イベント会場に掲示します。



3 県ホームページで公表するイベント

県の後援名義承認基準（本県の地域振興等に寄与するもの、不特定多数の者を対象とするもの等）に準拠したイベントを公表します。

4 運用開始日

令和2年8月31日（月）